

議案第 5 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 9 年 3 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

介護保険、児童福祉及び英語教育の分野における必要な人材確保を図るため、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償について、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年条例第6号)  
の一部を次のように改正する。

別表中

「

介護保険専門員	〃 162,500 加算額 1月の調査件数が35件を超える 場合、その超える件数1件につき4,000
介護保険認定調査員	調査1件につき 4,000

」を

「

介護保険専門員	〃 165,000
介護保険認定調査員Ⅰ	〃 162,500 加算額 1月の調査件数が35件を超える 場合、その超える件数1件につき4,000
介護保険認定調査員Ⅱ	調査1件につき4,000

」に、

「

主任介護支援専門員	月額 170,000
介護支援専門員	〃 165,000
助産師	〃 180,000

」を

「

主任介護支援専門員	月額 205,600
包括支援センター専門員Ⅰ	〃 199,600
包括支援センター専門員Ⅱ	〃 165,000
包括支援センター専門員Ⅲ	時間額 1,220
地域包括ケアコーディネーター	月額 205,600
子育て相談専門員	〃 200,000

」に

改め、教育委員会の部に次のように加える。

外国語指導助手	任用1年目 月額 280,000
	任用2年目 月額 300,000
	任用3年目 月額 325,000
	任用4年目及び5年目 月額 330,000

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。